

第2次益田市子どもの読書活動推進基本計画

「読書が育む益田の子ども」

～読書推進のまちづくりをめざして～



令和2年9月

益田市教育委員会

もくじ

はじめに	・・・ 3
第1 計画の概要	・・・ 4
1. 計画策定の趣旨	・・・ 4
2. 計画の期間	・・・ 4
第2 計画の基本的な考え方	・・・ 5
1. 基本理念	・・・ 5
2. 基本方針	・・・ 5
第3 基本施策	・・・ 6
基本施策1 益田市全体における子どもの読書活動の推進	・・・ 8
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	・・・ 8
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	・・・ 8
(3) 保育所・幼稚園における子どもの読書活動の推進	・・・ 8
(4) 小中学校における子どもの読書活動の推進	・・・ 8
(5) 市立図書館における子どもの読書活動の推進	・・・ 9
基本施策2 施設の充実	・・・ 10
(1) 学校図書館の充実	・・・ 10
(2) 市立図書館の充実	・・・ 11
(3) 独自情報媒体によるネットワークの充実	・・・ 11
基本施策3 推進体制の充実	・・・ 12
(1) 図書館相互の推進体制の充実	・・・ 12
(2) 市立図書館と関係機関との推進体制の充実	・・・ 12
用語説明	・・・ 13

資料編	・ ・ ・ 14
図書館利用実績	・ ・ ・ 15
令和元年度資料等整備状況（益田市立図書館）	・ ・ ・ 16
令和元年度資料等整備状況（益田市立美都図書館）	・ ・ ・ 17
令和元年度益田市立図書館事業	・ ・ ・ 18
令和元年度小学校・中学校の学校図書館整備状況	・ ・ ・ 19

はじめに

子どもの読書活動は、豊かな想像力や感性を育み、考える力や知識を身に付け、思いやりのある優しい心を育てるうえで非常に重要です。

しかしながら、近年子どもの読書離れが指摘されています。家族構成や地域社会のあり方の移り変わり、さらに現代の様々な情報メディアの発達などによる社会情勢および生活環境の変化が原因のひとつと考えられ、子どもの心豊かな成長に大きな影響を与えることが懸念されています。

このような状況の中で、益田市では、第1次益田市子どもの読書活動推進基本計画において市立図書館での読み語り講座の開催やブックスタート事業、小中学校での学校図書館活用教育の推進、学校図書館への※¹学校司書等の配置、市立図書館から小中学校への配本をはじめ、関係機関や読書ボランティアに参加している市民を中心として、子どもの読書活動普及に向けた取り組みを行ってきました。

しかし、上記のような社会情勢、生活環境の変化はさらに加速することが予測され、今後一層子どもの読書活動を計画的に推進するため「第2次益田市子どもの読書活動推進基本計画」を策定いたしました。

今後はこの計画を基に、家庭、公民館をはじめとする地域、保育所・幼稚園、学校、図書館などの関係機関が一体となって積極的な読書活動が行われる体制を整備し、子どもたちが自ら進んで読書活動ができる、より良い環境が実現されるように取り組みを進めてまいります。

益田市教育委員会

第1 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

現代社会は、少子高齢化や核家族化の進行といった社会構造の変化をはじめ、テレビや携帯電話、インターネット等のさまざまな情報メディアの著しい発達により、急速な変化を遂げています。このような変化の中で、子どもの読書離れ、活字離れが進んでいるのが現状です。

読書は、自己を客観的に見つめることや物事について深く考える習慣を身に付け、豊かな感性と健全なこころを育むとともに、先人の知恵や多様な情報、価値観に触れることができ、自立して生きる個人として必要な判断力が培われるなど、人格形成に大きな影響を与えるものです。よりよい読書環境の下で自ら育つ力を育み、多くの人とともに育つことは社会の担い手として貢献していくことにつながります。

国においては、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、この法律に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）、平成20年に第2次基本計画、平成25年に第3次基本計画、平成30年に第4次基本計画が策定されました。そのほか平成17年には、わが国における文字活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする「文字活字文化振興法」も施行されました。

島根県においては、平成16年に「島根県子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）が策定され、平成21年に制定された第2次計画をもとに、「子ども読書県しまね」を標榜し、家庭や地域での子ども読書活動の推進にあわせて、学校図書館に着目し、「学校図書館活用教育」を推進してきました。この取組を一層充実させるため、平成26年に第3次計画、平成31年に第4次計画が策定されました。

益田市では、これら国、県の子どもの読書活動推進の方針に対応し、益田市の実情等を踏まえながら、平成22年3月に「益田市子どもの読書活動推進基本計画」を策定し、子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と出会い、本に親しみ、本から学び、本を楽しむことができる読書環境の整備を進めてきました。この取組を一層充実させるため、今後の施策の方向性と取組を示す「第2次益田市子どもの読書活動推進基本計画」を策定します。

2. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

また、計画の達成状況の評価を行うとともに、社会情勢の変化に応じて、随時計画の見直しを行うこととします。

第2 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

読書は、子どもの感性、表現力、想像力を豊かなものにする等、人格形成に大きな影響を与えます。読書を通して、子どもは日常生活のなかでは経験できない様々な世界を知ることができます。読書活動により、子どもたちは主人公や登場人物の喜びや悲しみを一緒になって体験します。感情や状況を読み取り、様々な知識や多様な価値観を学ぶなかで、想像力や思考力、表現力、感性等が養われ、豊かな人間性が育まれます。

益田市では、読書活動を推進することにより読む力を獲得させ、豊かな人間性や情報活用能力を育むことを目標としています。これらの力を身につけた子どもたちが成長し、社会を形成することにより社会生活、文化活動、経済活動など地域の活力が育まれ、豊かな益田市となることを目指しています。そのために、益田市のすべての子どもがあらゆる機会と場所において、等しく読書活動ができるように全体の意識向上と環境整備を進める必要があります。

以上のように、次代を担う益田市の子どもたちが、それぞれの発達段階に応じて読書を楽しみ、読書の習慣を身につけることができるよう、家庭、地域、学校など社会全体が一体となって、「読書推進のまちづくり」を行い、子どもの読書環境を整備する施策の総合的な計画を策定するための基本計画として本計画を策定します。

2. 基本方針

本計画では、国・県の方針に則り、さらに益田市の実情を踏まえ、以下のことを子ども読書活動推進の基本方針とします。

① 子どもが読書に親しむ環境の充実と人材育成

子ども読書に関わる人たちの養成、研修の場の確保に努めるとともに、学校図書館および市立図書館の図書資料や専門職員等の諸条件の整備・充実と市立図書館から小中学校への配本の仕組みの整備・充実を図ります。

② 関係機関との一体的な子どもの読書活動の推進

学校や市立図書館、読書ボランティア、各種事業の関係者と一体的に子どもの読書活動を推進します。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

保護者や教育関係者を中心に読書活動への理解と関心を促すほか、市立図書館を中心に広く読書の重要性を普及啓発していきます。

第3 基本施策

益田の子どもたちが等しく読書活動を実施できることを目指し、先に掲げた基本方針に沿った基本施策をとりまとめました。

基本施策 1

益田市全体における子どもの読書活動の推進

益田の子どもたちが等しく本と出会い、本に親しめるように、益田市全体を挙げて機会の充実に努めます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

- ①「家庭での読書」＝「家読」(うちどく)の推進
- ②「ブックスタート」事業の推進

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

- ①図書を利用した行事の推進
- ②読み語りや紙芝居の実施

(3) 保育所・幼稚園における子どもの読書活動の推進

- ①図書を利用した行事の推進
- ②読み語りや紙芝居の実施

(4) 小中学校における子どもの読書活動の推進

- ①市立図書館からの配本を実施
- ②学校図書館活用教育の推進
- ③教職員や地域ボランティアによる読み語り活動の実施

(5) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

- ①学校図書館への配本の実施
- ②各種イベント、講座、研修会の開催
- ③図書館機能の紹介、情報の提供

基本施策 2

施設の充実

子どもの読書に関係する施設について、主として資料や機材、人材の充実を図り、より良い読書環境の実現を目指します。

(1) 学校図書館の充実

- ①図書資料の充実
- ②学校司書等の配置
- ③^{※2}学校図書館コーディネーターの配置

(2) 市立図書館の充実

- ①益田市立図書館と益田市立美都図書館の一元的な運営
- ②子ども向け検索端末等による読書環境の整備
- ③図書資料の充実
- ④音声資料の充実

(3) 独自情報媒体によるネットワークの充実

- ①ケーブルテレビの活用

基本施策 3

推進体制の充実

子どもの読書に関係する施設や組織が一体的に計画の実現に向けた効果的な運用を図ります。

(1) 図書館相互の推進体制の充実

- ①市立図書館と県立図書館等の公立図書館との相互貸借や情報交換の強化
- ②学校図書館間の相互貸借や情報交換の強化

(2) 市立図書館と関係機関との推進体制の充実

- ①子どもの読書活動に対する相談受付・支援
- ②読書ボランティアの活動の場の確保
- ③職場体験学習等の受入れ
- ④図書返却機会の拡大

基本施策 1 益田市全体における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

絵本等の読み語り講座など各種講座、研修会を開催し、読書が親子のコミュニケーションづくりに役立つなど、読書の重要性を普及啓発できるよう、関係機関との推進体制の充実を図ります。

「家族で読書の習慣を共有」「家族みんなで好きな本を読んで、読んだ本について話し合う」ことをきっかけに、家族のコミュニケーションを図り、家庭が子育てに適した環境となる「家庭での読書」＝「家読」（うちどく）を推進します。

「ブックスタート」^{※3}事業を推進し、乳幼児が本と出会う場を作り、保護者に対し乳幼児期の読み語りの重要性を普及啓発するとともに、市の様々な施設の乳幼児向けサービスについて情報提供を行います。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

公民館、放課後児童クラブ^{※4}およびボランティアハウス^{※5}等は、子どもたちが放課後などの時間を過ごす重要な居場所となっており、子どもたちが読書に親しむ機会を充実すべく、関係機関との推進体制の充実を図ります。

(3) 保育所・幼稚園における子どもの読書活動の推進

市立図書館の団体貸出について積極的に周知を行い、子どもたちが日常的に多くの図書に接する機会を増やします。

絵本等の読み語り講座など各種講座、研修会を開催し、保育所・幼稚園関係者が、より読書の重要性を認識できる機会を提供します。

(4) 小中学校における子どもの読書活動の推進

学校図書館への学校司書等の配置に加え、新たに学校図書館コーディネーターの継続的な配置を目指し、各種講座、研修会を開催し、市立図書館および学校図書館相互が一体的に計画の実現に向けた取組を進めます。

選書を工夫したり、図書資料を充実させたりすることにより、各校における読書活動について、一層の充実を図ります。また、市立図書館に小中学校の調べ学習等の図書資料を整備し、市立図書館と学校間の配本を実施することにより、子どもがより多くの本に触れ、本から学ぶ多くの機会を得られるよう、推進体制を強化します。その他、各教科や朝活動の時間などで教職員や地域ボランティアによる読み語り活動および市立図書館や学校図書館を活用した様々な教育活動を充実させ、読書活動の推進を図ります。

(5) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館では、子どもの幅広い知的要求に応えられる図書資料の充実を図るとともに、子育て世代の声を反映した親しみやすい読書環境を整備し、図書館を利用したことのない子どもにも図書館の魅力が伝わるよう、親子向け行事の実施等、より一層図書館活動の広報に努め、すべての子どもが本と出会い、本に触れる機会を創り、図書館を十分に活用できるように工夫していきます。

学校図書館と一体的に取組の運用を図るとともに、子どもの読書活動推進に関わる個人や団体に向けた各種講座、研修の機会や情報の提供等の支援を図っていきます。



基本施策 2 施設の充実

(1) 学校図書館の充実

学校図書館には子どもが自由に読書し、本に親しむようにする役割と、必要とする情報を選択し、自発的・主体的な学習活動を支える役割があります。

国語をはじめとする各教科や学級活動、総合的な学習の時間といった授業でも学校図書館は利用されており、読書の幅を広げたり調べ学習に活用されたりしています。また、教職員や地域ボランティアによる読み語り活動が実施されるなど、関係者により本の紹介や読書を活性化するための様々な活動が行われています。

一方、学校図書館の図書資料は質量ともに十分であるとはいえない部分もあり、今後、市立図書館に学校の授業で活用しやすい調べ学習用図書や関連図書を整備し、学校図書館へ配本していく必要があります。調べ学習用図書や関連図書の選定は、市立図書館と学校図書館が一体的に行い、配本の仕組みについても、各学校が等しく利用しやすいよう配送体制の整備・充実を図ります。

各学校には図書館担当の教員が校務分掌として位置付けられており、さらに一定規模を上回る学校においては、司書教諭の配置が行われています。こうした教職員を中心に、学校図書館の管理運営が行われていますが、業務量の関係から学校図書館の管理運営が十分に行われない場合もあり、人的環境の整備が必要と思われます。

以上の現状を踏まえ、益田市では平成21年度から全小中学校の学校図書館に学校司書等の配置を実施しました。今後は学校図書館をさらに充実し、効率的に運営するために、学校司書等や学校図書館コーディネーターの継続的な配置が望まれます。



（２）市立図書館の充実

益田市では、市立図書館を中心に、美都図書館および匹見上公民館図書室の３か所が図書館および図書施設として子どもの読書活動推進に取り組んでいます。図書館のより効率的な運用に向けて、平成２４年度から３館の図書館システムを統合し、市立図書館と美都地区にある美都図書館においては、平成２２年度に職員の一元的な勤務体制を整えました。

市立図書館では図書館システムにより、資料の貸出や予約の受付等を行い、効率的な運用に努めています。館内の利用者端末には子ども用端末を用意し、図書館職員が図書検索を支援する体制を整えるとともに、子ども自身が図書検索を行えるよう、利用しやすい環境整備を図っています。

障がいのある子どもが本に親しめるように朗読 CD・朗読カセットなどの音声資料の充実を図ります。また、郷土資料の充実を図るとともに資料のデジタルアーカイブ化など新しい取組により、子どもがいつでも、どこでも、自由に資料に触れ、活用できるようにデジタル資料の充実を図ります。

図書の貸出は個人貸出の他、保育所、幼稚園や学校、ボランティア団体等への団体貸出を行うことにより、様々な場面で子どもの読書活動を支援します。

図書の返却は市内の図書館および図書施設の他に、公民館でも取り扱い、遠隔地の子どもへの便宜を図ります。学校への図書の貸出や返却については、双方向の配送体制を整備します。その他、市民が集まる場所への「サテライトライブラリー※^⑥」の設置等、子どもが市内のどこでも気軽に読書に親しめる環境づくりを整備します。

情報発信の手段として、毎月「図書館だより」を発行し、市内の公共施設や教育関連施設はもとより県内外の公立図書館等にも配布を行い、市立図書館の取り組みを広く紹介していきます。さらに図書館ホームページを頻繁に更新するなど、インターネットを積極的に活用して情報発信を行います。

（３）独自情報媒体によるネットワークの充実

ケーブルテレビ等を積極的に活用し、情報発信を行います。市立図書館の蔵書情報の提供および行事の周知や活動内容の紹介、学校や保育所・幼稚園の子どもの読書活動の取り組みなどを積極的に発信し、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及に努めます。

基本施策 3 推進体制の充実

(1) 図書館相互の推進体制の充実

市立図書館および美都地区にある美都図書館においては、職員の一元的な勤務体制を整え、図書館をより効率的に運用することにより、どちらの図書館においても子どもが読書に親しみ、必要な知識を享受できる施設として、また、保護者等が子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書に関する相談ができる施設として整備しています。

また、島根県立図書館および西部読書普及センター※⁷をはじめとする公立図書館との連携を深めて、児童図書相互貸借やレファレンスサービス※⁸の協力を強化し、子どもの読書活動の推進に関する情報交換に努めるとともに、情報提供や研修会の開催を行います。

学校における読書活動の推進を促すため、学校図書館に学校図書館コーディネーターを配置し、読書活動の企画・立案や読書活動への支援・相談、授業への資料提供を行う他、学校図書館間や市立図書館との情報交換に努めます。市立図書館において、絵本や児童書、調べ学習用図書、ヤングアダルト※⁹関連図書の充実と学校への配送体制の整備に努め、図書資料の選定については学校図書館と一体的に進めます。

学校図書館は、各学校の読書活動に関する情報交換や図書資料の貸し出しなど、学校図書館間の連携も強化します。

(2) 市立図書館と関係機関との推進体制の充実

地域における子どもの読書活動の総合的な推進を図るため、保育所や幼稚園、公民館や放課後児童クラブおよびボランティアハウス等に対して図書の団体貸出を実施するとともに、おはなし会や研修会の開催について積極的に周知します。また、子どもの読書活動に対する各種相談にも関係機関と一体的に取り組みます。

市立図書館や学校等で活動する読書ボランティアのネットワークを構築し、情報交換や研修の機会を設け、人材養成や確保を図るとともに、研修等で習得した技術を発揮できる活動の場として、親子向け読書活動イベント等の開催を支援します。

学校における子どもの図書館利用を進め、図書への関心を高めるために、児童生徒の職場体験学習等および教職員の研修等を積極的に受け入れます。

読書による親子間コミュニケーションを推進するため、「ブックスタート」事業や、市立図書館の児童コーナー等を活用した事業を、児童福祉関係課が実施する乳幼児対象の各種事業と一体的に運用を図ることにより、子どもの読書活動をさらに深め、重要性の周知に努めます。

用語説明

※1 学校司書

学校図書館の仕事に携わる専門的・技術的職員の総称です。平成26年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校司書が法的に位置付けられました。そこでは、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と明記されています。ただし、配置は努力義務であり、身分も雇用形態も様々です。

※2 学校図書館コーディネーター

学校司書の業務にとどまらず、地域に開いた学校図書館づくりを視野に入れた新たな役割を目指す職員です。

※3 ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタートパックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけを作る活動です。イギリスのバーミンガムにおいて取り組みが始まり、益田市では4ヵ月健診及び2歳半健診の会場に図書館職員およびボランティア等が赴き、絵本の読み聞かせや、子育てに役立つ情報の発信をしています。

※4 放課後児童クラブ

保護者が就労等により家庭内に不在の、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び場および生活の場を与えて、その健全な育成を図る取り組みです。益田市では13ヵ所設置されています。

※5 ボランティアハウス

地域に密着したボランティアの自主的活動の拠点となる施設です。益田市では13ヵ所で地域の子どもたちの健全な育成のため、ボランティア（子育てパートナー）がそれぞれのアイデアで子どもたちと楽しく活動して、子どもたちの育ちを支えています。

※6 サテライトライブラリー

まちなかの人が集まる場所に、図書館でセレクトした本を専用の木箱に入れデリバリーし、定期的に中身の入れ替えを行い、訪れる人が訪れるたびに、新しい本と出会い、新たな発見や学びの場を創出することをねらいとした、本拠地の図書館から離れた、補助的な役割を果たす図書館です。その他、自宅やオフィス、カフェ、ショップ、お寺や病院に本箱を設置するなど、個人や小さな組織が運営する私設図書館もあります。

※7 西部読書普及センター

浜田市の浜田教育センター内に設置されています。島根県立図書館から遠距離にある「島根県西部地域の図書館を支援する図書館」として市町村立図書館、学校図書館の支援や子ども読書活動等読書普及を推進するほか、市町村の図書館司書に対する研修の実施、図書の貸し出し等を実施しています。

※8 レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務です。

※9 ヤングアダルト

12歳から19歳までの若い大人という意味で、自分では子どもではないと思い始めているが、周囲からは大人と認められない時期をいいます。文学においては、児童文学と文学一般の間のカテゴリーとされています。